

瑞浪市避難所運営マニュアル

令和5年3月

瑞浪市

目次

はじめに	1
基本方針	1
避難とは	1
第1章 事前対策	
1-1. 指定避難所の指定・周知	2
1-2. 避難施設の整備・備蓄	3
1-3. 避難所運営マニュアルの作成・設置	3
1-4. 避難所の開設と運営体制等の検討・準備	3
1-5. 避難所開設・運営訓練の実施	4
第2章 初動期（発災が予見されたとき～発災後24時間）	
2-1. 避難所の開設	5
2-2. 施設の利用範囲の決定	7
2-3. 避難所の初動運営	10
2-4. トイレの確保	12
2-5. 食料・物資の提供	14
第3章 展開期（発災後24時間～3週間程度）	
3-1. 避難所運営委員会と運営班の設置	15
3-2. 避難者の確認	17
3-3. 用途に応じたスペースの設置	19
3-4. 水の確保（飲料水・生活用水等）	23
3-5. 食料・物資の提供	24
3-6. 衛生環境の確保とごみ処理	26
3-7. 情報の収集と伝達	27
3-8. プライバシーの確保	29
3-9. 二次避難への備え	30
3-10. 応援職員の要請・受入	30
3-11. 避難所ボランティアの受入	31
3-12. マスコミ・訪問者対応	32
3-13. 避難者の健康管理	33
3-14. 避難者の心のケア対策	35
3-15. ペットの同行避難	36
3-16. 防犯体制の確立	36
3-17. 多様な視点での避難所運営（再掲）	37
3-18. 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営（再掲）	39
3-19. 避難所以外への分散避難者への対応	40
3-20. 車両避難者（車中泊者）への対応	42
第4章 安定期～撤去期（発災後3週間～避難者の生活環境復旧まで）	
4-1. 安定期の用務	44
4-2. 避難所の統廃合と閉鎖の検討	45
4-3. 避難所閉鎖に向けた体制	45